

## 感染症（出席停止）の取り扱いについて

医師の診断により、感染症（人へ伝染する病気）と診断された者は、感染の危険がないと判断されるまで登校することができません。ただし、欠席ではなく出席停止扱いとなります。

### 【1】出席停止対象疾病（学校保健安全法施行規則第18条）

第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘瘡、南米出血熱、ペスト、ラッサ熱、マールブルグ熱、ジフテリア、急性灰白髄炎（ポリオ）、鳥インフルエンザ（H5N1）、重症急性呼吸器症候群（SARS）、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症など
第2種	インフルエンザ、百日咳、麻疹（はしか）、流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）、風疹（三日ばしか）、水痘（みずぼうそう）、咽頭結膜熱（プール熱）、結核、髄膜炎菌性髄膜炎、新型コロナウイルス感染症
第3種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症（溶連菌感染症、マイコプラズマ感染症、手口足病、伝染性紅斑、感染性胃腸炎など）

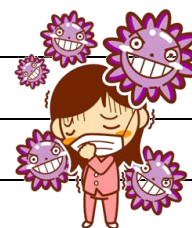
### 【2】出席停止の基準

第1種：治癒するまで

第2種：下表参照

第3種：感染のおそれなくなるまで

病名	出席停止の期間
インフルエンザ	発症後5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで
百日咳	特有の咳が消失するまでまたは5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
麻疹	解熱後3日を経過するまで
流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
風疹	発疹が消失するまで
水痘	すべての発疹が痂皮化するまで
咽頭結膜熱	主症状消滅後2日を経過するまで
結核	感染のおそれがないと認められるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	感染のおそれがないと認められるまで
新型コロナウイルス感染症	発症後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで



### 【3】出席停止の手続き

感染症と診断をされたら、速やかに学級担任へ診断名とおよその出席停止期間を連絡してください。診断書の提出は必要ありませんが、出席停止後登校したら「学校感染症発生届出書」を学級担任からもらい、記入後担任へ提出します。

※ 届出書は保護者が記入・捺印してください。

※ 「学校感染症発生届出書」は諫高ホームページからダウンロードすることも可能です。